

公益社団法人 日野法人会広報誌

ふれあい

vol. 155

2015.3・4

主な内容

- ◆ 平成27年度税制改正大綱
- ◆ 税務署からのお知らせ
- ◆ 通常総会のお知らせ

平成27年度 税制改正大綱 法人税率の引き下げ 盛り込まれる！

法人会の改正要望実現へ

政府は、平成27年1月14日に平成27年度税制改正大綱を閣議決定しました。
法人税率の引き下げをはじめ、課税ベースの拡大等により、法人課税を成長指向型構造に変え、企業の競争力を高め景気回復を後押しするという方向性を前面に出しているところが特徴と言えます。

主な内容をお知らせします。

法人税関係

■法人税率の引き下げ

法人税の税率が、現行の25.5%から23.9%に引き下げられます。これにより法人実効税率は現行の34.62%から32.11%(東京に所在する法人の実効税率は35.64%から33.10%)になります。平成27年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

■中小法人の軽減税率の特例の延長

中小法人の軽減税率の特例の適用期限が平成28年度末まで2年延長されます。

■商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業者が経営改善設備を取得した場合に、取得価格の30%特別償却又は7%税額控除ができるもので、その適用期限が平成28年度末まで2年延長されます。

■欠損金の繰越控除制度の見直し

大法人(資本金1億円超の法人)の控除限度について現行の80%から次のとおり段階的に引き下げられます。なお、中小法人等については、従来通り控除限度額の制限は適用されません。

- ・平成27年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度 65%
- ・平成29年4月1日以後開始する事業年度 50%

また、繰越欠損金の繰越期間が現行の9年

から10年に延長されます。平成29年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金から適用されます。

■受取配当金の益金不算入制度の見直し

保有割合の高い支配目的の株式の受取配当金については、100%益金不算入としつつ保有割合が現行の25%から1/3超に引き上げられます。保有割合5%以下の株式は非支配目的の保有として、受取配当金の益金不算入割合が50%から20%に引き下げられます。

■所得拡大税制の見直し

雇用者給与等支給増加割合の要件について、中小企業者であれば平成28年4月1日以後開始する適用年度から5%以上が3%以上に、中小企業者以外は平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度から5%以上が4%以上に緩和されます。

■外形標準課税の拡大

大法人の法人事業税のうち1/4に導入されている外形標準課税が2年間で1/2に拡大され、これにあわせて所得割の税率が引き下げられます。平成27年4月1日以降開始事業年度と、平成28年4月1日以降開始事業年度と段階的に実施されます。

所得税関係

■NISAの拡充

ジュニアNISAが創設されます。これにより未成年者でも口座開設できることになりました。

た(年間投資上限額は80万円)。平成28年以降利用できるようになります。

また、現行NISAの年間投資上限額が、平成28年から年間120万円(現行100万円)に引上げられます。

■ 国外転出をする場合の譲渡所得の特例の創設

海外へ移住する際に、有価証券等を有する場合、その含み益について課税する仕組みで、含み益が1億円以上ある場合に適用され、富裕層の国外転出対策と位置付けられます。なお、含み益のある有価証券等が、贈与・相続等により非居住者に移転した場合にも、含み益について課税されます。平成27年7月1日以後の国外転出、贈与・相続等について適用されます。

■ 国外に扶養親族がいる場合の取扱い

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等が義務化されます。年末調整や源泉徴収、確定申告の際に、親族関係書類及び送金関係書類の添付または提示が必要となります。平成28年分の所得税から適用されます。

■ ふるさと納税の拡充

地方創生を推進するため、個人住民税の特例控除額の上限を1割から2割に引上げ、確定申告が不要な「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されます。住民税の控除限度額の引き上げは平成28年度分以後の住民税に適用されます。

相続税・贈与税関係

■ 事業承継税制の拡充

贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者(2代目)が、3代目に対する再贈与を行なう場合に、贈与税の納税義務が免除されます。

■ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が平成31年6月末まで延長され、消費税が10%に引き上げられてからの住宅取得であれば、最大で3,000万円までが非課税となります。

■ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の創設

20歳以上50歳未満の個人の結婚・子育て資金の支払いに充てるために、直系尊属が金銭等を拠出して金融機関に信託した場合に、一人につき1,000万円(結婚は300万円)までは贈与税が非課税となります。平成27年4月1日以降の贈与に適用されます。

■ 教育資金の一括贈与制度の延長・拡充

直系尊属からの教育資金の一括贈与制度について、その適用期限が平成31年3月31日まで延長され、特例の対象となる教育資金の使途の範囲に、通勤定期代、留学渡航費が加えられます。

消費税関係

■ 消費税率10%への引き上げ時期の変更等

消費税率10%への引き上げが平成27年10月1日から平成29年4月1日へ変更されることになりました。それに伴い、転嫁対策措置法も平成30年9月30日まで延長されます。

■ 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

外国人旅行者向けの輸出物品販売場の免税手続について、免税手続カウンターを設置する事業者に代行させることが可能となります。また、外航クルーズ船が寄港した際に、臨時販売場を輸出物品販売場とみなす制度が設けられます。いずれも、平成27年4月1日以降適用されます。

■ 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

国外事業者が国境を越えて行なう電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引が消費税の課税対象となります。平成27年10月1日から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

異業種交流会への参加のすすめ

一本音と本音で語れるチャンスをどうつかむか

経済評論家・作家 荒 和 雄

① 同族経営の弱みを補う場

日本の中小企業・中堅企業の多くは同族経営である。その弱みを補う場として、異業種の人たちと本音と本音をぶつけ合う異業種交流会への参加をすすめたい。現在日本には、多くの異業種交流会が存在するが、その目的をきちんと見極めることが必要であろう。会によっては、主催者側のトップが入れ替わってしまい、本来の目的を十分に果たせないところもある。その見極めが大事だ。

② 当初からビジネスの成立を狙ってはならない

筆者の主宰するブレーン・サービス・フォーラムは、2015年4月には280回を迎える。この間を通じての体験をみてみよう。

まず主催者側にはっきりとしたビジョンがあるかを確認して参加することだ。

筆者のところでは、当初は単なる異業種の交流だった。それが年を重ねて「21世紀を担う若手経営者の育成」を目的とするものになってきた。最近では、会員の方たちのご子息たちに対して、彼ら彼女らの夢を実現しようとして、さらに若手（20～30代）の人たちも集まるようになった。

主催者側にしっかりとしたビジョンがあると、会の参加者も同調してくれる。

③ ビジネスはお互いの信頼関係から生まれる

参加者の中には、異業種交流会に入れば、すぐビジネスが成功すると考え、入会する企業もある。しかし、なかなかうまく成立しないと判断すると、3か月やそこで退会する人たちもいる。やはりお互いの信頼関係が出来なければビジネスは成立しない。その信頼関係は長い期間をかけてワインのように熟成するものである。この期間をしっかりと見極めてほしい。

④ 講師の選定にひと工夫 常に時代の先端を行く人が登場

お互いのビジネスの内容を知るには、まず新会員になった人たち、それも多くは有力な会員の紹介によるものが多いが、その人に会社の内容、自分のビジョンや信念を発表してもらうのがよい。ありがたいことに、当会での講師の選定にはさして苦労はしていない。講師の話は会員たちにとって新しい刺激となり、この異業種交流会の特色となっている。

⑤ 会を長続きさせる秘訣は？

異業種交流会を長く続ける秘訣は、参加者の中に必ず女性が2～3名はいることだ。当会では、時には参加者の半数以上が女性であることもある。現在は日本舞踊家、レストランの経営者、問屋の社長夫人等、実にさまざまなすぐれた女性リーダーたちが参加している。

⑥ 会の運営に関しては相談相手が必要

異業種交流会が成功し、長続きさせるには、主催者側が決して独断的であってはならない。必ず相談相手となる人と話し合っていて決めていくことが大切である。そして、忘れてはならないのは多忙な人たちの集まりであるため、次回、あるいは次々回までの例会の日程を事前に通知し、参加者が出席しやすい環境作りに徹することだ。

当会のメンバーは、実に多彩である。筆者のビジネス活動での教え子、法人会の講師に招かれたときに知り合った人も多い。また、古くからの友人、それも専門分野をもった人たち、地方からの参加者もいる。

また会の維持、発展には、互いの人間同士の触れ合いが必要である。当会では、毎年一回、特別に仕事のことを忘れて旅行を実施している。それには幹事もさることながら現地を案内してくれる人も必要である。北海道・釧路では法人

会の役員自らが案内の先頭に立って下さり、実に楽しかった。参加者は子供のように瞳を輝かせて、写真を撮ったり、風景を楽しんだり、またその地の酒を飲みながら本音を語り合う。

お互いを知るには、こうした旅行等で交流を深めるのも楽しいものである。

7 親しくなると自然にビジネスが成立する

会員同士が毎月の例会等を通じて親しくなると、自然とお互いのビジネスが成立することもある。筆者自身もそれとなくビジネスの成立のお手伝いをしているが、最近では自然にそうした交流が出来ているのはなんとも嬉しい限りである。

8 会の様子はブログで報告

会の講演の内容、それに伴う会員の反響等はホームページのブログで必ず報告している。また次回案内もそこで紹介しているので、仕事の都合で出席できなかった人たちも、ブログを読めば、その様子が分かるので次回参加しやすくなる。こうしたアフターフォローも主催者側の大事な仕事であり、こうした点にもっと配慮していくべきであろう。

最後に触れるが、会を側面から支援してくれるスタッフに恵まれることだ。会も長続きしてくると、筆者への連絡よりもスタッフに直接メールをしたり、電話をかけてきたりする人たちもいる。異業種交流会を長続きさせるには、主催者である筆者一人の力だけではなく、多くの会員やスタッフに恵まれ、支えが必要である。多くの人たちの支援があってこそ、こういった会は長続きするものと考えるのが正直なところである。

異業種交流会への参加、是非実行し、同族経営等の弱みを克服してほしいものだ。

【筆者紹介】

荒 和雄（あら・かずお）

早稲田大学法学部卒。東京都民銀行支店長などを経て独立。経済評論家・作家として講演やテレビのコメンテーターなどで幅広く活躍。金融経済・中小企業経営関係の著書は「日本縦断2000回の旅 ちょっといい話」（中経出版）。近著は挑戦する若き金融マンを描いた経済小説「白い獺」「その後の白い獺たち」が話題となっている。著書は180冊を超える。公式HPは<http://www.arakazuo.com>

消費税期限内納付 推進運動実施中！

- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※2)に応じて中間申告・納付が必要となります。

消費税の
期限内納付を
忘れずに。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※2)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告 1 回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年 4 回 (確定申告 1 回、中間申告 3 回)
48万円超 400万円以下	年 2 回 (確定申告 1 回、中間申告 1 回)
48万円以下	年 1 回 (確定申告 1 回) ^(※3)



※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※3 平成26年4月1日以後開始する課税期間から、自主的に中間申告書（年1回）を提出することができる任意の中間申告制度が設けられました。

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください

ダイレクト 納付とは

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。

簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続きで利用可能！
- インターネットバンキングの契約が不要
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要が不要！

便利

- 即時又は納付日を指定して納付することが可能！
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことが可能！

ダイレクト納付を利用するには…

- ① **ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある**（利用可能金融機関は国税庁ホームページ www.ta.go.jpでご確認ください。）
- ② **利用者識別番号を取得する**（e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jpから、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください。即時発行されます。）
- ③ **ダイレクト納付利用届出書を提出する**（「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。）

 国税局・税務署

税務署からのお知らせ

平成27年度 国 税 専 門 官 募 集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◇受験資格

1. 昭和60年4月2日から平成6年4月1日生まれの人
2. 平成6年4月2日以降生まれの人で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成28年3月までに大学を卒業する見込みの人
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める人

◇申込手続

1. インターネット申込み（原則、インターネット申込みとなります。）
 - (1) 受付期間 平成27年4月1日(木) 9時～平成27年4月13日(月)〔受信有効〕
 - (2) 受験案内（インターネット申込用）交付期間 平成27年2月2日(月)～平成27年4月13日(月)
 - (3) 受験案内（インターネット申込用）交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
〔注〕人事院ホームページからもダウンロードすることができます。〔<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>〕
2. インターネット申込みができない場合（受験申込書を郵送又は持参）
 - (1) 受付期間 平成27年4月1日(木)～平成27年4月2日(木)〔平成27年4月2日(木)までの通信日付印有効〕
 - (2) 受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付期間 平成27年2月2日(月)～平成27年4月2日(木)
 - (3) 受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）

◇試験日

- 第1次試験 平成27年6月7日(日)
第2次試験 平成27年7月14日(火)～平成27年7月22日(火)のうち指定された日時

〔注〕詳細については、お気軽に日野税務署総務課（TEL 042-585-5661 内線202）阿部までお尋ねください。

新春講演会・新年賀詞交歓会盛大に開催

平成27年の年明けを祝って恒例の新春講演会並びに、新年賀詞交歓会が1月8日京王プラザホテル多摩において盛大に開催されました。

第1部の新春講演会では、朝日新聞特別編集委員の星浩氏を講師に迎え、「今後の政治・経済を見通す」と題し講演いただきました。

引き続き行われた第2部の新年賀詞交歓会には、来賓として板橋智日野税務署長、中村信夫八王子都税事務所長、大坪冬彦日野市長、阿部裕行多摩市長、高橋勝浩稲城市長、八木敏郎多摩信用金庫理事長他関係官庁、税理士会をはじめとする税務関係団体、厚生制度受託会社など多数を迎え、会員と合わせて210名が出席いたしました。

また、賀詞交歓会の席上、昨年8月に実施しました第5回税に関する絵はがきコンクールに入賞された小学生12名に、賞状と記念品が大木会長から贈られました。



講演する星浩氏



多数の会員、市民が聴講に



新年の挨拶する大木会長



板橋日野税務署長



中村八王子都税事務所長



税の絵はがきコンクール入賞者に
賞状と記念品が



大坪日野市長



阿部多摩市長



高橋稲城市長



八木多摩信用金庫理事長

第5回絵はがきコンクール応募全作品展示

女性部会の主催で昨年8月に実施しました第5回税に関する絵はがきコンクールの応募全作品（308作品）を2月13日～2月20日の期間、京王線高幡不動駅構内の南北自由通路に展示いたしました。



応募された全作品を展示



展示作業にご協力いただきました

法人税・消費税確定申告書の書き方を2日間で学ぶ

法人税・消費税の申告書（別表）の書き方をテーマとした「法人税消費税講座」が、2月17日、2月19日の2日間にわたり多摩信用金庫高幡不動支店を会場に開催されました。

講師に日野税務署の中山審理担当上席を招き、やさしく解説いただきました。



中山上席がやさしく解説

大坪日野市長を講師に講演会

日野地区では、2月23日イオンモール多摩平の森イオンホールにおいて、日野市長大坪冬彦氏を講師に招き、「平成27年度の市政の施策について」と題し、講演いただきました。



阿部多摩市長を講師に講演会



多摩地区では、2月6日多摩アカデミーヒルズにおいて、多摩市長阿部裕行氏を講師に招き、「**健康都市の推進と多摩ニュータウン再生**」～第5次総合計画の改定について～と題し、講演いただきました。

会社取引をめぐる税務を主なテーマに支部税務研修会

日野税務署の中山審理担当上席を講師に招き、「会社取引をめぐる税務」を主なテーマとして、項目別に解説いただきました。



日野地区第1・2・13・14支部 2月18日



日野地区第7支部 2月9日



多摩地区第2～9支部 2月10日

管内小学校 6 校で租税教育の出前授業 ― 青年部会 ―

青年部会では、小学生に対する租税教育活動として、管内の小学校 6 校において、税金のしくみや大切さを、消費税を中心に DVD やパネルを使いながら出前授業を行いました。

出前授業を実施した小学校

- 1 月 15 日 多摩市立豊ヶ丘小学校 6 年 1 組・2 組
- 1 月 22 日 日野市立日野第一小学校 6 年 1 組・2 組
- 2 月 14 日 多摩市立西落合小学校 6 年 1 組・2 組
- 2 月 18 日 日野市立日野第二小学校 6 年 1 組・2 組・3 組・4 組
- 2 月 20 日 日野市立夢が丘小学校 6 年 1 組・2 組
- 2 月 24 日 日野市立日野第三小学校 6 年 1 組・2 組



パネルを使い税金の授業を行う青年部会役員

都内日帰りバス研修会 ― 女性部会 ―

女性部会では、部会員相互の研修と交流を目的として、1 月 27 日都内日帰りバス研修会を実施いたしました。花王すみだ事業場の見学、築地場外市場散策、首相官邸や参議院の見学など有意義な一日を過ごしました。



花王すみだ事業場にて



浅草寺にて

都内日帰りバス研修会 ― 多摩地区 ―

多摩地区では、会員相互の研修と交流を目的として、2 月 21 日都内日帰りバス研修会を実施いたしました。お台場にある歴史の偉人、スーパースターなど 60 体以上の等身大フィギュアが展示されているマダム・タッソー等を見学、その後、東京スカイツリーや浅草等を散策、有意義な一日を過ごしました。

テーマ別研修会 ― 源泉部会 ―

源泉部会では、2 月 5 日多摩市健康センターを会場にテーマ別研修会が開催されました。

第 1 部 源泉所得税実務講座

- テーマ 非居住者に対する課税の原則について
- 講師 日野税務署法人課税第一部門関口上席

第 2 部 労働保険・社会保険セミナー

- テーマ 採用から退職までの社会保険の手続きについて
- 講師 特定社会保険労務士 菅沼真奈美 氏



ふれあいコーナー

掲載無料

企業PR、新商品の紹介等にご利用下さい。
掲載ご希望の方は事務局まで。

JR豊田駅から徒歩3分 アクセス抜群 駅の横！

DC HINO

飛鳥ドライビングカレッジ日野 ☎ 042-581-2721



免許取りたいと思ったら検索。

DC日野

検索

免許とろうよ！

<http://www.dc-hino.jp>

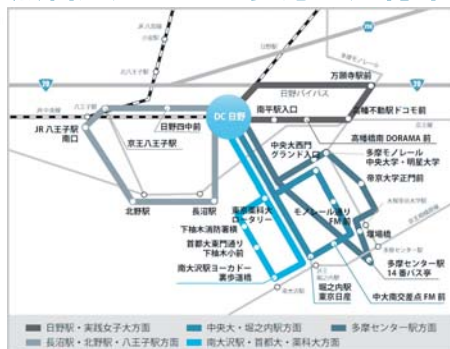


高齢者講習、随時受付中

<http://www.aska-dnet.com>

日野市旭が丘1-1-2

無料送迎バス、多方面運行中



本誌をご持参の会員またはご家族、従業員の方は、オプションを50%オフとさせていただきます。
(ただし、他のキャンペーンとの併用はできません)

〈日野地区 第6支部所属〉

「おかげさまで18周年!!」

メガネの事なら当店へ

法人会会員様特別優待!!

メガネ一式お買い上げの方、更に10%off致します。

「広告を見た」とお伝えください。

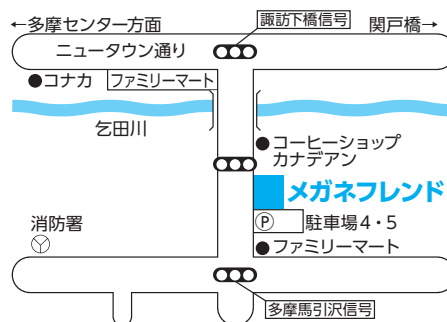
メガネ・コンタクト・補聴器

メガネフレンド

多摩市馬引沢1-18-11 ☎ 042-338-0410

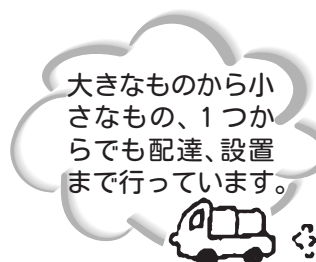
営業時間 AM 10:00~PM 8:00 水曜定休日

〈多摩地区 第4支部所属〉



有限会社 石田屋金物店

当店で、建築金物・建築資材・各種電動工具や園芸用品等取り揃えております。
皆様の“あんなこと”“こんなもの”にまごころで応援・お手伝いさせていただきます。
お気軽にお問い合わせ下さい。



工具の修理もおまかせ下さい。
チップソー 刃物の研磨も受けつけています。

東京都稲城市東長沼1714-5

TEL 042-377-1548 FAX 042-378-2669

E-mail: info@ishidaya-kanamonoten-co.jp

URL: www.ishidaya-kanamonoten.com

〈稲城地区 第2支部所属〉

今後の説明会・研修会・イベント等予定

3月18日(水)	9:30	税の絵はがき展示(日野)31日まで	日野市役所 1階ロビー
	16:00	総務委員会	法人会事務局
19日(木)	9:30	決算法人説明会(3月決算法人対象午前の部)	パルテノン多摩 4階第1会議室
	13:30	決算法人説明会(3月決算法人対象午後の部)	同
4月5日(日)	10:00	第34回せいせき桜まつりイベント出展	多摩市関戸 九頭龍公園内
16日(木)	14:00	全国女性フォーラム「福岡大会」	ヒルトン福岡シーホーク
22日(水)	14:00	新設法人説明会	日野税務署 3階会議室
23日(木)	16:00	源泉部会報告会	京王クラブ
24日(金)	14:00	決算法人説明会(4月決算法人対象)	日野税務署 3階会議室
5月13日(水)	14:00	決算法人説明会(5月決算法人対象)	日野税務署 3階会議室

詳細は日野法人会のホームページをご参照ください。(http://www.tohoren.or.jp/hino)

第5回 通常総会のお知らせ

日時：6月9日(火) 午後3時

場所：桜美林大学多摩アカデミーヒルズ

※通常総会のご案内、総会議案書は、5月中旬までにご送付いたします。

広報誌「ふれあい」に 折込チラシを同封しませんか。

会員の皆様にお届けする広報誌「ふれあい」と一緒に折込チラシを同封いたします。

配布は年6回、配布数は日野市、多摩市、稲城市の会員企業約1,600社です。

封入費用は、特別期間のため、1回あたり1万円です。ぜひこの機会にご利用下さい。

詳細は事務局までお問い合わせください。

1時間まで **無料**。お気軽にどうぞ!!

法人会の **法律相談**



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 まで電話で申し込んでください。
TEL：03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時～午後4時)
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所まで電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一人の相談は月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

羽野島法律事務所 羽野島裕二弁護士 他3名
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号
TEL：03-3592-0541 FAX：03-3592-0543

5. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
(東京法人会連合会が負担します。)
- 時間を超過して相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。
その場で実費をお支払いください。

◇お問い合わせ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

編／集／後／記

平成26年度の本誌「ふれあい」もおかげさまで6誌を発刊いたしました、委員会もそれに合わせ開催、税務署関係各位、会員各位のご協力のもと法人会広報誌としてふさわしい内容にする為の議論を重ねながら取り組みました。平成27年度156号は5月15日に発行いたします、平成27年度「ふれあい」もより良い内容にする為、委員長のもと委員 事務局で努力してまいります、御意見御要望がございましたら法人会事務局までお待ちしております。

広報委員 山本 一隆

表紙 紹介

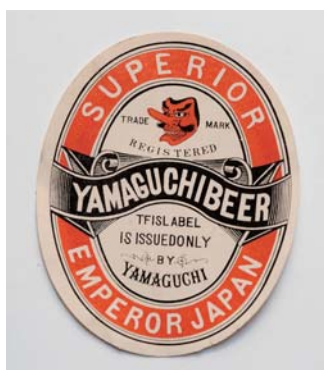
長野県須坂市 ^{がりゅうこうえん} 臥竜公園のさくら 臥竜公園の桜並木は『さくら名所100選』に選ばれています。池の周りには“ソメイヨシノ”を中心に160本、公園全体で約800本の桜が楽しめます。(見頃は4月中旬から下旬頃) そのほか、ボタン・ヤマブキ・アヤメ・フジ・ツツジ・アジサイが咲き競い、龍が臥しているように見える。

(写真 広報委員 加藤 善巳)

明治時代に日野で生まれたビール

多摩地域は、江戸時代から日本酒の産地としても有名で、現在でも福生や青梅などには江戸時代から続く酒造会社があります。江戸時代末に日本に輸入されはじめたビール、この西洋文明を象徴する酒が、明治時代に日野でつくられていたのをご存知でしょうか。

多摩地域で最初にビール醸造を行ったのは、現在の日野市豊田の「山口麦酒」でした。「山口麦酒」は当時新しく日本に入ってきた「独逸醸造法」を用いた、いわゆるラガービールで、明治19（1886）年にはビール醸造を始



▲当時のラベル（山口家所蔵）
新聞広告と同じラベルだとわかる



▲山口麦酒（右）と日本麦酒（左）の新聞広告
（『時事新報』明治21年6月27日）

めていたことがわかっています。翌年には福生の石川家（石川酒造株）も「山口麦酒」のビールづくりを参考に「日本麦酒」を製造しています。

「山口麦酒」は、明治21年に新聞へ販売広告を掲載し、明治22年には甲武鉄道（現在のJR中央線）の立川ー八王子間開業祝賀会にビール300本を寄付、明治23年には第三回内国勸業博覧会に出品するなど活発な動きが見られます。また、日野停車場を設置するため鉄道会社に提出した荷物の輸送量資料によると、発送貨物の欄に「ビール」が掲載されており、年間90,000リットルの製造を予定していることが書かれています。なお、備考欄には現在は約18,000リットル製造しており、ほとんどは東京に運んでいることが記載されています。

発掘調査等で新たな発見

「山口麦酒」は、明治27年頃まで醸造していたことはわかっていますが、資料が少ないこともあり、今までその実態はよくわかっていませんでした。そのような中、平成25年度に麦酒をつくっていた山口家敷地内において発掘調査が行われ、調査の結果、ビール貯蔵施設と思われる半地下構造を持つ建物の基礎の一部が見つかりました。また、その建物跡の周辺からは大量のガラスビンの破片や煉瓦が出土し、山口家でビール醸造をしていたことをうかがわせる結果がでました。さらに、発掘調査と並行して聞き取り調査や蔵の資料調査を行った結果、ビンの栓として使用されるコルクや当時のラベル、煉瓦造りの貯蔵所跡と思われる建物などを写した大正時代の貴重な乾板写真約200枚も発見されました。これらの資料は、「山口麦酒」を明らかにしていくうえでも重要な資料になると思われます。



▲発掘調査で見つかったビン

昨年、富岡製糸場が世界遺産及び国宝になり近代化遺産に注目が集まっていますが、日野にも幕末から明治にかけて様々な「遺産」が残されており、日野の近代化をすすめた「日野人」たちの遺産のひとつとして、多摩最古のビール「山口麦酒」があります。（高橋秀之／日野市立新選組のふるさと歴史館）